

# 家庭用コージェネレーション契約

( 選 択 約 款 )

平成29年4月1日

埼玉ガス株式会社



## 家庭用コージェネレーション契約（選択約款）

### 1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じて、当社の供給設備の効率的使用を図り、もって当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

### 2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用コージェネレーション契約約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、ホームページ上での開示、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

### 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、エネルギー源として都市ガスを一次エネルギーとし、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際発生する排熱を利用する熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- (3)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (4)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 家庭用コージェネレーションシステム（定格発電出力が500w以上5kw未満）を使用すること。
- ② 一需要場所におけるガスメーターの能力が15立方メートル毎時未満であること。

#### 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（契約成立日）に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約された方が、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（（4）において同じ）。
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款又はガス小売供給約款にもとづくガスの需給契約は締結できません。

#### 6. 契約期間

契約期間は、以下のとおりといたします。

- (1) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、この選択約款適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の最後の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、この選択約款適用開始の日が属する年度（4月1日から3月31日までの期間をいいます。）の最後の定例検針日までといたします。

- (2) 契約期間満了日以前に解約の申込みがない場合、この選択約款にもとづく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものいたします。

## 7. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、その使用量は、当社（導管部門）が前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

## 8. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3%割り増したもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当り）

$$= \text{基準単位料金} + 0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当り）

$$= \text{基準単位料金} - 0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

34,490円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG及びプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

平均原料価格＝LNG平均価格×0.9771＋プロパン平均価格×0.0474

（備考）

トン当たりLNG及びプロパン平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 10. 設置確認

(1) 当社は、家庭コージェネレーションシステムの設置の有無等、4の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、契約終了日の翌日からガス小売供給約款を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、本選択約款解約の申し出があったものとみなし、この契約を解約いたします。

## 11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. この選択約款の実施時期

この選択約款（以下（本選択約款）といいます。）は、平成29年4月1日から実施いたします。

（別 表）

#### 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早收料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定に

あたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

## 2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから23立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が23立方メートルを超え、38立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が38立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1ヶ月につき	766.80円
--------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	166.33円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

(3) 料金表B（消費税等相当額を含みます。）



① 基本料金

1ヶ月につき	2,312.28円
--------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.77円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1ヶ月につき	2,819.88円
--------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	88.52円
------------	--------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。